

令和2年5月

第5回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和2年第5回和光市教育委員会定例会日程

令和2年5月28日（木曜日）午前9時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更について
- (2) 議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱を定めることについて
- (3) 議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を定めることについて

日程第4 協議報告事項

- (1) 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱について
- (2) 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱について

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

| | |
|----------|---------|
| 教育長 | 大久保 昭 男 |
| 教育長職務代理者 | 山 田 実 |
| 委 員 | 山 下 玲 子 |
| 委 員 | 村 中 秀 人 |
| 委 員 | 牧 江利子 |

欠席委員（なし）

議事参与者

| | |
|--------------|---------|
| 教育委員会事務局教育部長 | 結 城 浩一郎 |
| 〃 次長兼教育総務課長 | 前 島 祐 三 |
| 〃 次長兼学校教育課長 | 佐 藤 真 二 |
| 〃 生涯学習課長 | 茂 呂 あかね |
| 〃 スポーツ青少年課長 | 高 橋 契 将 |

傍聴人（なし）

開会 午前 9時30分

○大久保教育長 おはようございます。開会に当たり御挨拶申し上げます。

新型コロナの感染拡大防止ということで、3月3日より和光市内小・中学校は臨時休業の措置を取っておりました。いよいよ6月1日より再開ということとなりました。この間、児童・生徒、保護者の皆様には大変な御迷惑をおかけしたこととっております。再開となりましても、安全・安心な学校のため、学校、行政には様々な対応が求められますので、しっかりとこの後、対応していきたいと思っております。

なお、これまでの取組や対応につきましては、この後、教育部長、各課長から連絡事項の中で報告をさせていただきます。

それでは、議題に従って進行してまいります。本日、この後、総合教育会議が予定されておりますので、円滑な審議に御協力をお願いしたいと思います。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を牧委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○牧委員 はい、よろしくお願いいいたします。

◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長の報告ですが、資料1を御覧ください。

1日に、新型コロナ禍で中止となった市と体育協会共催の行事の協議を行いました。

7日、新型コロナの第15回の対策本部会議を行いました。

8日、定例校長会議を開催しました。

11日、教育振興基本計画策定の打合わせを行いました。今日、提案させていただきます。

12日、入学式に準ずる学級開きを視察しました。この学級開きですけれども、1週間のスパンの中で、それぞれ学級ごとに実施をしてもらいましたけれども、非常に子供たち、新入生ですね、喜んだ顔が印象に残っています。その後、第10回臨時新型コロナ対策本部会議が行われました。

13日、各学校の課題配布ということで、その状況を視察してまいりました。それから、

サーモグラフィーを学校に設置していこうということで、その設置協議を行いました。

14日は、前島次長と、サーモグラフィーをどのように設置できるかということで、各学校を訪問して状況確認をしました。同じく、入学式に準ずる学級開き等を視察してきました。

15日、定例教頭会議をウェブで行いました。なかなかいいものですね。これからいろんな会議もウェブでできるのかなと思います。それから、第16回の新型コロナウイルス対策本部会議が行われました。

19日は、県教育局の人事課の訪問がありました。これは、毎年、本当はもう少し早い時期なんですけれども、県の人事課が各市教委を訪問して協議を行います。

それから20日は、学校給食協会決算審査の打合わせ、夜は学校経営研修会を実施しております。

25日は、南部教育長会議に出席をしました。

26日、人事評価に係る校長の当初面談を実施しました。そして、17回の新型コロナ対策本部会議が行われました。この本部会議は、特措法の第25条に基づくわけですがけれども、緊急事態宣言が解除になりましたので、当日をもって解散になっております。これからは市独自の対策本部で、何かあれば協議していくことになります。その後、臨時校長会議を行いました。

27日は、人事評価に係る校長当初面談を1校ずつと行っておりますので、これで全て終わりました。

28日は、定例教育委員会、この後、総合教育会議、そして午後は学校給食協会の理事会が予定されております。

以上でございます。特に何か御質問がありましたらお受けします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎付議案件

○大久保教育長 それでは、次に、日程第3、付議案件に移ります。

本日の付議案件は3件になります。お手元のほうに議案があるかと思えます。

まず1、議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更について、議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員

会設置要綱を定めることについて、議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を定めることについて、以上、議案第13号、14号、15号を一括して上程します。

それでは、初めに、議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更についての説明を学校教育課長、お願いします。

○佐藤次長 それでは、資料2を御覧ください。

議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更について説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月3日から5月31日までの臨時休業に伴い、未指導部分の授業時数を確保するために提出するものでございます。

1、夏季休業日につきましては令和2年8月8日から令和2年8月20日まで、2、冬季休業日は令和2年12月26日から令和3年1月5日までと、今年度に限り変更させていただきたいと思っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ただいま学校教育課長から、夏季休業日、冬季休業日の変更について、今年度に関わって提案がございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

山田委員。

○山田委員 この夏休みと冬休みを少し短くしてということで、3カ月間の授業の遅れを大体どのぐらい取り戻せるのか。また、その中身ですね、あとは夏の場合は暑さ対策も十分しなければならないということで、その辺はどういう対策を現在のところ考えられているのかをお聞きしたいと思います。

○大久保教育長 課長。

○佐藤次長 まず欠課日数ですけれども、昨年度3月分が17日、今年度4月分が16日、そして5月分が18日となっております。6月、当初2週間は分散登校ですので、授業時数は半分になってしまう。その分が、足りない部分でございます。

今回、この夏季休業日等の短縮で21日が確保できます。それから、まだ決定していませんが、今後、中止となる行事もありますので、100%の補充は無理ですが、未指導部分を中心にやっていきます。具体的には、6月から今年度分と同時並行で、昨年度の未指導部分に関しては6月下旬まで、4月、5月部分の未指導部分は1学期末、8月7日まで、そして、それ以降の部分に関しては、3学期終了までに調整するという計画でござ

ざいます。

それと、御心配のとおり、この先、暑くなってくることが予想されます。和光市は、普通教室はエアコンが設置されているとはいえ、窓を開けなければいけなかったり、特別教室には設置されていないという現状もございますので、その辺は無理のない範囲でやっといこうと考えております。6月に関しましては、1単位時間を小学校、中学校とも10分ずつ短くしながら、それから休み時間等、密にならないように時間差で休憩等も配置しながらということで、余裕を持って日課でということで指示しているところがございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ほかにございますか。

暑い夏、子供たちの休みを使わなければならないというのは本当に心苦しいわけですが、時数の確保のためにやむを得ない措置ということで御理解いただければと思います。

それでは、質問がなければ質疑を終結します。

採決します。

議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第13号 新型コロナウイルス感染症に係る和光市立小・中学校の夏季休業日、冬季休業日の変更については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱を定めることについての説明を学校教育課からお願いいたします。

○佐藤次長 それでは、資料3を御覧ください。

議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱を定めることについて説明いたします。

和光市教育振興基本計画については、4月の定例教育委員会で前島次長より計画案とスケジュールについて説明し、本日、この後行われる総合教育会議においても議題として取り上げられていますが、本案は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画の調査研究及び素案の策定をするためのものです。要点のみ説明をいたします。

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく市の教育振興に関する基本的な計画の策定について検討するため、庁内に和光市教育振興基本計画庁内検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を和光市教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関する事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育振興基本計画の内容の検討及び素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 検討委員会は、市民活動推進課長、総務人権課長、地域包括ケア課長、保育施設課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長及びスポーツ青少年課長を委員として組織する。

第2項 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、教育総務課長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。

第3項 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

第4項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

第2項 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第3項 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4項 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

この設置要綱、要するに庁内検討委員会を何でつくるかということと、次の議案に関わるわけですけれども、規則を定めなければ進むことができませんので、この後、規則についても御審議を頂きます。

今、説明がありましたように、和光市の教育振興基本計画を策定していくということです。現在、和光市には、上位の計画である第5次の総合振興計画というのをつくっているわけですね。そちらは10年のスパンで考えられて、これは5年ということで、同時進行で今年策定できると、5年たったときに5次総のほうは中間見直しということで、非常にリンクさせるためにもいいのかなということで、今、この策定を今年度中に仕上げたいということです。そのためにも庁内検討委員会であるとか設置規則、こういった提案をさせていただいているところです。

それでは、説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

○大久保教育長 御質問がなければ、質疑を終結したいと思います。

採決します。

議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第14号 和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、先ほど申し上げた議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を

定めることについての説明を同じく学校教育課長、お願いします。

○佐藤次長 では、資料4を御覧ください。

議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を定めることについて説明いたします。

本案も先ほどと同じように、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を和光市教育委員会に報告するため提出するものでございます。要点のみ説明いたします。

(設置)

第1条、これは先ほどと同じです。省略いたします。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、教育振興基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を和光市教育委員会に報告するものとする。

(組織等)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 和光市小・中学校長会の代表者
- (3) 和光市PTA連合会の代表者
- (4) 和光市社会教育委員の代表者
- (5) 和光市民生児童委員協議会の代表者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

第2項 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第3項 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

第4項 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第2項 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第3項 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

第4項 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附則。

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この規則は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

以上のおりであります。御審議のほどよろしくお願いします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今説明がありましたように、この振興基本計画を策定していくための根拠となる規則を定めるということでございます。既に地方自治体では82%ぐらい策定されています。もっとこれは早い段階で策定していく必要があったかなと思います。諸般の事情もあったということで、ただ、あくまでもこれは努力目標ですから、法律上は、つくらなきゃいけないわけではない。しかし、各自治体において、国の振興計画、さらにはそれを受けた県の振興計画、そういったものをきちっと参酌しながら独自のものをつくっていくという必然性はあるのかなと思います。努力目標であるけれども、つくっていく必要はあるのかなと私は理解しておりますので、今回こういう提案をさせていただいております。

それでは、質疑のほうをお願いいたしたいと思います。

○牧委員 1つよろしいでしょうか。

○大久保教育長 はい、どうぞ、牧委員。

○牧委員 内容ではなくて、第3条の(3)の和光市PTA連合会なんです。今、和光市PTA・保護者会連合会です。

○大久保教育長 これは修正をかけましょう。

○牧委員 そこだけです。

○佐藤次長 申し訳ありません。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ、村中委員さん。

○村中委員 附則についてなんですが、附則の2、この規則は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失うという意味がよく分からないんですが。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○佐藤次長 策定委員会で検討しまして、それを教育委員会へ報告した時点で、この委員会自体が終了ということになります。

○村中委員 はい。

○大久保教育長 毎年策定するわけではなくて、5年に一度になってくると思うんです。

今後ですね。そうすると、規則をずっと存続させていいかということ、そうではなくて、状況も変わってくるだろうから、策定期間に合わせてまたこの規則を策定していくということがいいたろうということです。これは政策法務担当からの指導も受けながらこのようにさせていただきました。ですから、振興計画ができて、教育委員会にそれが提出されて審議された中で認められたら、この規則はもう効力を失いますという話なんですね。よろしいでしょうか。

○山下委員 安易に捉えれば、テンポラリーな委員会の招集のためにこの規則をつくり、それが終わったら解散して、規則も一旦撤廃し、また5年後にこの状況に合った規則を掲げて招集していくと。

○大久保教育長 はい。

ほかにはいかがでしょうか。

○山下委員 ちなみに、策定委員会の委員13人について、例えば3条の(2)、(3)、(4)、(5)、まあ(6)も公募なんですけれども、(1)というのはどのように選んでいくんでしょうか。

○大久保教育長 事務局から大学の先生等をお願いする予定でいます。13名以内ということなので、これは最終的に11名であっても構わないということなので、この枠の中で選出をして実施していければと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特に御質問がなければ、質疑を終結したいと思います。

それでは、採決します。

議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を定めることについて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第15号 和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則を定めることについては、原案のとおり可決されました。

これで、予定した3件の議案は議了しました。ありがとうございました。

◎協議報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議報告事項に移ります。

本日の協議報告事項は2件になります。

それでは最初に、資料5、和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱について、これは前回御承認いただいたものですが、何か訂正ということですか。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 お願いします。

○佐藤次長 協議報告事項1、2について、併せて説明をいたします。

本事項は、4月の定例教育委員会において御承認を頂き、どちらも5月1日より施行しておりますが、表記上、一部修正をさせていただきました。大変申し訳ございません。御報告させていただきます。

資料5については4カ所でございます。

場所が、第3条の「(3) 放課後子供教室」の「子供」、これは前回、「供」を平仮名で提出させていただきましたが、表記上、漢字に直させていただきました。

それから、同じく第3条の「(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が教育活動の充実に必要と認めること」、前回「こと」だったものを「事項に関すること」と直させていただきました。

3点目が、「第6条 会議は、政治活動、宗教活動及び」と前回させていただいたところ、表記上、「及び」を「又は」と直させていただきました。この後、「営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない」としてあったところですが、「活動を行っては

ならない。またこれを利用してはならない。」と表記上、訂正をさせていただきます。

最後、第6条の第2項ですが、「構成員は、児童生徒その他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知り得た情報等については」の後に、「これを」を入れさせていただきました。

大変申し訳ございません。以上4点でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

前回御承認いただいているものですけれども、文言の加筆、訂正等の提案でございます。この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 それでは、特になければ、御承認いただいたという判断をさせていただきます。

次に、資料6のほうに移ってください。

○佐藤次長 同じく資料の6、2カ所でございます。

「第5条 推進員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任」、前回は「は」となっていたところを、「再任を妨げない。」と訂正させていただきます。

2カ所目が、第6条の6号「前各号に定めるもののほか、地域学校協働活動に関し教育委員会がこれを必要と認めること。」となっていたところ、「認める事項に関すること。」とさせていただきます。これに関しましては、政策課の法務審査も受けて出させていただいたところではございましたが、確認漏れのあった関係で、修正をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大久保教育長 地域活動推進員設置要綱についても文言の訂正がございました。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、和光市地域学校協働活動推進員設置要綱の訂正については御承認いただいたものとさせていただきます。

◎その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

○大久保教育長 次に、日程第5、その他に移ります。教育委員さん、また事務局からの報告ということで、よろしく願いします。

初めに、教育委員さん方から何かございましたらよろしく願いします。

山田委員さん。

○山田委員 開校に向けての学校の体制ですね、特に感染の対策とか、そういう点でどう
いう準備をされているのか、ちょっとその辺を伺わせていただきます。

○大久保教育長 課長、お願いします。

○佐藤次長 和教学第188号の和光市立小・中学校の教育活動の再開について御参照いた
だければと思います。3月3日から臨時休業となっている小・中学校ですが、文科省、
県教委の方針を受け、本市でも6月1日から教育活動を段階的に再開いたします。ただ、
3カ月間休んでいる関係で、感染症を十分配慮しながら、段階的に無理のない範囲でと
いうことで6月は進めさせていただく予定であります。

1番の基本的な感染症対策にありますように、基本的な感染症対策の徹底ということ
で、3つの条件が重なることも含めて避けることを徹底的に行うということ。それから、
手洗いやせきエチケットなどの基本的な感染症対策はもちろんですが、教職員もマスク
着用の徹底、それから、職員分、フェイスシールドを学校に配布しましたので、2週間
はフェイスシールドを活用しながら、子供たちにもマスクを活用させながらやる予定で
す。それと健康観察の徹底、これは児童・生徒はもちろん、教職員も毎朝検温をします。
それから、サーモグラフィーを各学校に6台ずつ、それから非接触型の体温計も6台ず
つ用意をさせていただきましたので、登校時にサーモグラフィーにより確認をし、把握
した体温の高い児童・生徒に関しては、体温を測って、状況によっては家庭に帰すとい
うような対応を図ります。

それから、(3)の適切な環境の保持については、昇降口等に消毒設備(アルコール
消毒液)を置くことと、あとは次亜塩素酸ナトリウムを各学校に配布しておりますので、
定期的な消毒をやるようにしております。もちろん来校者等も感染症対策を講じるとい
うことをしていきます。

具体的な動きですが、6月1日から分散登校となります。始業式は実施はいたしませ
ん。分散登校については、第1週目、2週目は2分の1の規模による分散、午前、午後
に分けた、3時間、1単位時間は小学校35分、中学校40分で行います。2分の1の規模
については、基本的には、通学班、地区による編制となっております。学校によっては、
学年・学級を分割した編制を行う場合もございます。

学校内では、身体的距離を確保(席の間1から2メートル)し、対面とならない教育
活動、それから、1教室20人以内の活動ということ。編制上やむを得ず20人を超える場

合は、広いスペース、具体的には、ホールですとか体育館内にも机、椅子を持ち込んで授業をやる学校も出てくるかと思えます。

通学班の集合場所が、マンションの下とかは、何十人規模で集まっているということも聞いておりますので、通学班に関しては、多少時間差を設けたり、保護者の方にも協力を得ながら、登校も密接を避けて行うことでお願いしております。

第1週目、第2週がスムーズにいけば、第3週から全員登校、簡易給食を行います。簡易給食に関しましては、前もお話ししたとおり、直前のストップに係るキャンセル料等を考慮して、御飯とみそ汁のみの提供で、おかずと飲み物はその週は持参していただくようお願いをしております。この週も1単位時間は短くして、時間差を設けるなどして、特に廊下、階段、トイレ、休み時間に密集することも考えられますので、その辺は順次、時間差を設けてやるように指示をしているところです。

第4週以降は、通常日課、通常給食で進めていきます。ただ、給食の配膳については、個別での配膳が可能なものや品数が少ない献立の配慮をしています。

3番の授業については、先ほどお話ししたとおりです。

4番の学期の終了、開始日についても、先ほど御承認いただいた内容のとおりです。

6番、部活動関係は、県のほうからも分散登校中は実施しないということで通知が来ておりますので、6月15日以降、可能であれば、段階的に進めていきたいとは思っております。

学校行事についても、当面は、全員集める行事は実施をしません。各行事については、判断時期を決めて実施の決定をしているところですが、小学校の林間学校に関しては中止の判断をしました。9月の運動会の開催はちょっと厳しいだろうと思っております。小・中学校の修学旅行、中学校は新幹線に乗って、県を越えてということなので、これは慎重に判断をしていくところでございます。

6月1日からのスタートに関しましては、以上のような予定です。

○大久保教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○山田委員 学校行事がほとんどなくなってしまうと、授業だけ、子供たちも何か学校に来る楽しみ、意欲というのが低下してしまうのかなというふうに思うんです。できる限り何か工夫して、運動会も出来るだけリスクを軽減し縮小してやるとか、そういうことは考えていただけますか。

○佐藤次長 何でもかんでも自粛するんじゃないなくて、運動会に関しても、学年に応じてだとか、そういうことも考えております。スピーチコンテストも、国・県のほうは中止になりましたが、市独自の部分ができないかなというところも模索はしております。とにかく感染症対策を踏まえながらできる範囲でやればということでもあります。そういう点を含めて、判断時期だけは決めようということに進めています。

○山下委員 行事ということで言いますと、これはまた運動会が9月に中止という、そういう話が出る中で、ちょっと心配しているのは、避難訓練、引き取り訓練、これの実施をどうするのか。最も密になりそうな行事ではないかと思うんですが、ですが、コロナのこともあります、多分、災害についても十分備えなければいけないということだと、ほかの学校行事とは位置づけが違うのではないかと思います。ですので、避難訓練、引き取り訓練について、どのように可能であるかという、今年度は行わないということならば、その措置なりのことを早めに検討すべきだと思います。

○佐藤次長 例年、引き取り訓練に関しては、2学期の始業式の日をやっていたかと思うんですけども、時期をずいぶん早めていますし、暑さも影響されるので、その時期の実施は、今のところは考えてはいないです。ただ、おっしゃるとおり、必要な訓練ですので、今後の状況を見ながら考えて実施していければと思います。

○山下委員 例年は9月1日だったということもあってですが、それがちょっと前倒しになって、若干暑い中で行われるようになってきたということもあり、今度、8月21日ということで、真夏の時期だと思いますので、例えば、寒いですけれども、逆に冬休み前にするとか、終業式の日に行うとか。働く親も対応しやすい。

○大久保教育長 状況を見ながらということで、校長会のほうへも伝えておきます。

○山田委員 6月の第2週までの分散登校の中で、親も仕事を休んでいる方もいらっしゃるかもしれないので、そういうところで、引き取り訓練を実施することも考えられるかなと思うので、早めに行ってしまうことも。

○佐藤次長 分散登校中の実施は、今のところ視野には入っていないと思います。ただ検討したいと思います。

○大久保教育長 ほかによろしいですか。

○山下委員 学校行事のことで、市内全域で行われる、例えば小学生の音楽会、陸上競技会、それから中学生の先ほどのスピーチコンテストですとか、あと合唱祭、そういったものについても、モチベーションがありますので、ただ、最も密になりやすいところで

あるかと思しますので、実施についてどうされるかということや、あと、学校公開、これは多分、今年度はかなり厳しいのかなと思いますが、やはりそのあたりをどういうふうにされるのか。例えばライブ中継をすとか、そういうようなこと、おじいちゃん、おばあちゃんが楽しみにしていた御家庭もあると伺ったりもしていますので、そういったことも。教室中継を見られるとか、そういう形で、来校は難しいかもしれませんが、子供たちの姿を見ていただくという、そういう方法も検討していただければと思います。

○大久保教育長 既に校長会との協議の中で、市と校長会が共催でやるような取組の方向で考えています。というのは、大きな集まりになりますのでね。あとは学校単位で、それでは、どこまでできるかというところをこれから模索していく。そこの判断基準としては、やっぱりコロナの感染状況を常に見ながらということになりますので、何でもかんでもやらないということではなくて、状況に合わせて、実施できるものは実施していこうというふうに判断はさせていただいているところです。

ほかにはいいですか。

○山田委員 裏のページの上のほうの、20人を超えた場合は広いスペースを活動するとありますけれども、これは実際にそういうケースがあるのか、それともそのスペースを確保できるのか、その辺は各学校によって全く違うと思うんですけれども、対応できるのでしょうか。

○佐藤次長 これは20人と入れたのは、機械的に奇数、偶数とかで分けてしまえば完全に半分になるんですけれども、通学班で分けるとどうしても差があるという報告を受けていたものですから、マックスで25名の可能性もあります。この場合、体育館での授業を検討するようなこともあります。下新倉小学校は完全にオープンスペースでできますから、もっと広いスペースでできたりしますので、各学校、工夫してやっているところです。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 部長のほうからこれまでの市の取組について御報告をお願いします。

○結城部長 市の取組につきましては、概略的な説明で非常に恐縮ではございますが、これまでの流れを時系列を追って説明させていただきたいと思います。

今般の新型コロナウイルスによる感染症に関する市としての取組につきましては、まず、日本で初の感染者が出ましたのは1月16日ということで、これにつきましては、神

奈川県の武漢に渡航歴のある男性ということでございました。それから、感染拡大とともに、大型クルーズ船の感染症対策等を受けまして、その後、国といたしまして、渡航制限、入国制限、さらには渡航・入国の禁止などの水際対策のほか、様々な感染症予防の対策が行われてきたわけですが、当市は、国の2月13日の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定及び検疫法施行規則、それから新型インフルエンザ特措法の改正などの一連の動きを受けまして、2月20日に和光市新型コロナウイルス対策本部を立ち上げまして、現在まで17回の会議を開催しております。また、特に市民生活に影響が大きい部局、これは、市長、副市長、危機管理監を含めまして、あと市民環境部、保健福祉部、それから教育委員会事務局からなる臨時会をこれまで11回開催しております。

当該会議において、学校をはじめとする公共施設の利用制限を含めた感染症予防対策、それから、市役所業務の継続計画に従いまして、職員が感染した場合を想定した組織機能の確保、それから職場での人員8割減を提唱する国の要請を受けまして、在宅勤務、自宅での業務に係る研修、土日出勤による振替えなどを行うことを決定してまいりました。それと併せて、感染防止のシールドなどを窓口に設置するなどの職場環境の改善に取り組んできたほか、この間に3度の緊急予算を専決処分により調製いたしましたところであり、学校休業によるウェブ授業など学習環境の充実とともに、この未曾有とも言える経済活動の停滞によって、経済的損失、危機的な状況に至っている事業者や企業を支援するための市独自の経済対策の予算措置を行ったほか、減収の著しい企業等につきましては、公租公課、税金、上下水道の使用料につきまして、猶予、先延ばし、あるいは減免、免除について、当該本部において決定をしてまいりました。

なお、この間、国においては、首都圏を中心とした加速度的な感染拡大を受けまして、国の新型インフルエンザ特措法第32条の規定に基づく「緊急事態宣言」が4月7日に出されました。埼玉県を含む7都道府県、東京、埼玉、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡が対象となりまして、緊急事態宣言の第1弾がなされたわけですがけれども、感染の拡大が止まらないということで、4月16日には、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大されまして、さらに埼玉県を含め、東京都を初めとする13都道府県については、感染の拡大が特に深刻であるということで、重点的な感染防止対策が求められる「特定警戒都道府県」に位置づけられました。その後、5月4日には、緊急事態宣言が5月31日まで延長されたものでございます。

その後、自粛等の効果もございまして、感染者の逓減と日本経済の深刻なダメージ等を勘案して、今週25日をもってその宣言が解除されたわけでございます。しかしながら、感染症は終息に至ってございませんので、引き続き予防対策については万全な体制で臨み、各施設もその状況に合わせて段階的な再開を目指していくこととなります。

特に、小・中学校につきましては、2月27日に総理大臣から、3月2日からの休業要請が出されまして、本市の場合は3月3日から実質授業ができていない状況でございます。最も深刻な影響を受けている公共施設は小・中学校と言えるところであります。

また、緊急事態宣言解除から2週間を経過した6月8日には、改めて状況検証が行われることとなりますが、状況次第では、新たな対策も考えなければならない状況でございます。北九州でも第2波の感染が起きてございます。その辺も含めて、また状況を見て、再度検討するというようになっております。

感染症の世界的なパンデミックの中で、過去の例を見ますと、1年で終息したという例がなかなかないということで、特にこの秋にかけて、状況を見極めながら引き続き慎重な対応を図ってまいりたいと考えております。

それから、また今年も、御承知のとおり市制施行50周年の記念すべき年であり、また併せて、56年ぶりに東京オリンピック・パラリンピックが開催される年でもございましたが、このような状況に鑑み、オリンピックの場合は1年延期となりました。

最後になりますが、緊急事態宣言が解除になり、新型コロナウイルス感染症対策本部は、特措法に基づく法定会議の位置づけはなくなりますが、引き続き頻繁に定期的に対策本部の会議を行って、状況変化に対応した対応を図っていきたいと思います。その際には、情報の共有を心掛けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

内容については以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、あと各課から報告がありましたらお願いしたいんですが、学校教育課は先ほどの件でいいんですね。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 次に生涯学習課から報告がありましたらお願いします。

○茂呂課長 生涯学習課の事業につきましては、子ども教室、わこうっこクラブは、委託事業である第五小学校のわこうっこクラブを除き、引き続き休止とさせていただいております。

また、市の公共施設につきましては、緊急事態宣言解除後、おおむね2週間を休館とするとしておりますが、図書館につきましては、5月20日から予約本の貸出しのみ、図書館の入口にて実施をしております。今後は、6月1日から館内での貸出しを行う予定となっております。座席の利用につきましては、今後の状況を見ながら近隣市と調整の上、検討してまいりたいと考えております。

公民館につきましては、引き続きの休館を予定とし、公民館利用についての要領、各施設ごとの利用基準の作成、利用団体への周知、調整など、再開に向けた準備を行ってまいります。新倉ふるさと民家園につきましては、市民団体である古民家愛好会による運営であることから、開園については慎重に進めてまいりたいと考えており、現在、公民館は6月末までの休館を予定としておりますが、それと同様に6月末までは閉園を予定したいと考えております。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

続いて、スポーツ青少年課、お願いします。

○高橋課長 スポーツ青少年課の高橋です。よろしくお願いします。

スポーツ青少年課のほうは、スポーツ振興事業には様々なものがありますが、屋外について学校体育施設を開放の予定で調整しております。7月を目途に、なるべく早く対応して、皆さんが楽しめるスポーツ施設を開放していきたいと考えております。また、青少年スポーツ団体や各種スポーツ・青少年事業など、各団体と調整して今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

最後に、教育総務課からお願いします。

○前島次長 教育総務課、前島でございます。

教育総務課のほうでは、特に御報告はございません。次回の定例教育委員会の日程を報告させていただきます。

次回の定例教育委員会の日程につきましては、第6回定例教育委員会となります。6月18日木曜日の午後1時半からになります。午後1時半から503会議室で行います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第5回の定例教育委員会を閉会いたします。

この後、庁議室のほうで総合教育会議を行いますので、またよろしくお願ひします。
ありがとうございました。

閉会 午前10時28分

第5回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員